

## 共同使用制限スキームへの参加について

今夏の節電対策では、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限について、複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減する共同使用制限スキームが認められております。つきましては、以下の内容をご確認頂き、共同使用制限スキームに参加を希望する場合には連絡票に記入し JISA 事務局まで返信下さい。

### 1. 参加条件

大口需要家（契約電力 500kW 以上）のデータセンタを保有する情報サービス事業者であり、自家発電機の稼働等によって削減率を達成しようとする事業者。

### 2. スケジュール（7 月 1 日から共同スキームを開始する場合のスケジュールとなります）

6 月 6 日（月）	連絡票締め切り
6 月 7 日（月）～8 日（水）	共同スキーム調整期間
6 月 8 日（水）	共同スキーム相手先調整会議
6 月 9 日（木）～16 日（木）	計画書作成期間（各社の自家発電機稼働スケジュール含む）
6 月 17 日（金）	申請書締切日

（注）18 日以降の申請となった場合には、申請日から 14 日後のスキーム開始となります。

### 3. 確認資料

以下の資料を確認して下さい。

1. 夏期の電力需給対策について（平成 23 年 5 月 13 日）

[http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)

2. 電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について（平成 23 年 5 月 25 日）

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

3. 省令・告示

<http://kanpou.npb.go.jp/20110601/20110601g00115/20110601g0011500116f.html>

## 共同使用制限スキーム参加連絡票

### 対象データセンタ

	データセンタ名	電力管区 (東京／東北)	使用最大電力 (kW)	契約電力量 (kW)	削減 率(%)	自社単独で可 能な削減量 (%)
1						
2						
3						
4						
5						

貴社で想定している削減方法（※自家発電機の発電能力も記載下さい）

---

---

---

本スキームに参加する趣旨

---

---

---

### 連絡窓口

社名： \_\_\_\_\_  
所属/役職： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_  
FAX 番号： \_\_\_\_\_  
Email： \_\_\_\_\_

### ご注意

- ・ 連絡票の情報は共同スキーム参加申し込み企業にのみ開示します。
- ・ 使用最大電力や削減率が他社と大きく異なる場合には、共同スキームに参加できないことがあります。

以上